

太田市告示 第19号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項及び太田市公告式規則（平成17年太田市規則第2号）第2条の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

記

- 1 縦覧場所 太田市役所 総務部資産税課（市役所2階）
- 2 縦覧の期間 自 令和7年4月1日（火）
至 令和7年6月2日（月）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで